

青木村不育症治療費給付金交付条例

(目的)

第1条 この条例は、不育症治療を受けた夫婦に対しこれに要した経費の一部を助成することにより、その経済的な負担の軽減を図るとともに、少子化対策に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「不育症」とは、医師の診断を受けたものをいい、「治療費」とは、不育症に係る保険診療適用外の検査費及び診療費をいう。

(交付対象者)

第3条 第1条に規定する給付金対象者は、次に該当するものとする。

- (1) 戸籍法（昭和22年法律第224号）による夫婦。
- (2) 青木村内に居住及び住所を有すること。

(給付の実施)

第4条 村長は、給付金の交付を受けようとする者が治療費として負担すべき額について給付を行う。

(給付の限度額)

第5条 前条に規定する給付金の限度額は、当該年度30万円とする。ただし、限度額に満たないときは、その額を限度とし、長野県が実施する特定不育症治療費助成事業の助成を受けられる時は、その助成金額を控除した額とする。なお、支給総額は、100万円から県の助成金額を控除した額を限度とする。

(申請・請求及び決定)

第6条 給付金は、別紙様式第1号により対象となる夫婦の申請・請求に基づき、村長がその給付額を決定し、別紙様式第2号により申請者に通知するものとする。

(給付の制限)

第7条 給付金の交付を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは給付を行わない。

- (1) 青木村内に住所を有しなくなったとき。
- (2) 給付金の交付を受けようとする者又は同居の親族が村税又は村に納付すべき負担金等を滞納しているとき。

(3) その他村長が適当でないと認めたとき。

(請求の時効)

第8条 給付金の請求の時効は、診療月の翌月の1日より起算して1箇年とする。

(給付金の返還)

第9条 村長は、偽りその他不正な手段により給付金を受給した者があるときは、その者に既に支給した給付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

青木村不育症治療費給付金交付申請・請求書

平成 年 月 日

青木村長 様

申請者 住 所 青木村大字
氏 名 (印)
連絡先 ()

青木村条例の規定により給付金の交付を申請・請求します。

診療を受けた者の氏名		生 年 月 日
夫		年 月 日生
妻		年 月 日生

医 療 機 関 記 入 欄	
診 療 開 始 日	年 月 日
診 療 期 間	年 月 日～ 年 月 日分
診療費（検査費含む）	（保険診療適用外負担額） 円
下記の者が不育症の治療を受けたことを証明します。 年 月 日 患者氏名 医療機関名 住 所 医師氏名 (印)	

- ・添付するもの 領収書
- ・給付金の振込先 金融機関・店名
口座名義人
口座種別（普通・当座） 口座番号

※この欄は記入しないでください。

青木村記入欄	給付決定額	円	取扱者
--------	-------	---	-----

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

青木村長

印

青木村不育症治療費給付金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました不育症治療費給付金について、
次のように決定したので通知します。

記

給付金額	円
診療期間	年 月 日～ 年 月 日分